

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年1月21日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券に係るファンドの名称】 日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年7月21日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（二）ファンドの特色

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」末尾の＜参考情報＞について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

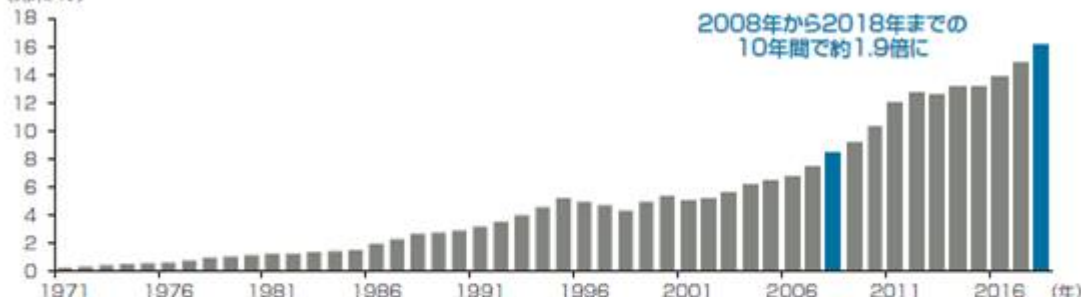
## &lt; 参考情報 &gt;

## 活性化するアジア経済圏

- アジアの経済は、今後も相対的に高い成長が予想されており、中間所得層の増加による個人消費の拡大が企業業績に寄与すると期待されています。
- 過去に大きな下落局面はあるものの、アジア株式は中長期的に見て上昇傾向にあり、引き続き今後の動向が注目されています。

## アジアの最終消費支出の推移

(兆米ドル)

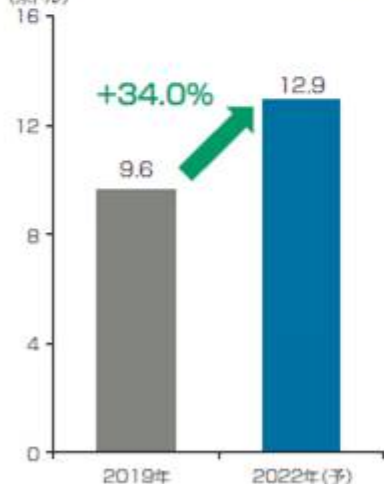


出所：世界銀行 期間：1971年～2018年

アジアは日本、中国、香港、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、インド、マレーシアの合計。最終消費支出とは、最終消費財の購入に充てられた支出金額。

## アジア企業の1株当たり利益(EPS)の予想

(米ドル)



出所：ブルームバーグ

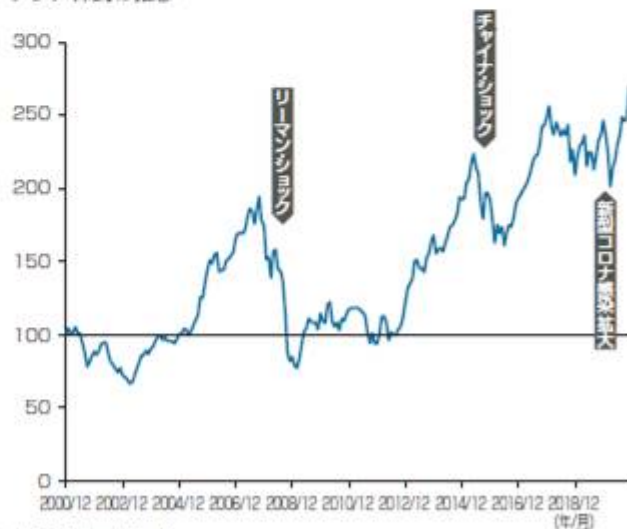
アジア企業：MSCI AC アジア・インデックス

2022年のデータは、2020年12月4日時点における

ブルームバーグ集計のコンセンサス予想。

MSCIのインデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc. に帰属しています。MSCIのインデックスの円ベースは、同社が発表したインデックス(米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

## アジア株式の推移



出所：ブルームバーグ

アジア株式：MSCI AC アジア・インデックス(円ベース、配当込み)

期間：2000年12月末～2020年11月末(2000年12月末を100として指数化)

新型コロナウイルスは、「新型コロナウイルス感染症」のこと

前記のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

## (3) ファンドの仕組み

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

(略)

三井住友信託銀行株式会社(受託会社)

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社\*)

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

\* 関係当局の認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

(略)

#### (八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円(2020年5月末現在)

~ (略)

大株主の状況(2020年5月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(略)

#### (ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

(略)

三井住友信託銀行株式会社(受託会社)

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(略)

#### (ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円(2020年11月末現在)

~ (略)

大株主の状況(2020年11月末現在)

(以下略)

## 2【投資方針】

### (3) 運用体制

<訂正前>

- 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

(略)

EMAPアジア株式運用チームは、EMAPに属しています。EMAPには、EMAPアジア株式運用チームを含めた約100名が所属しています。

EMAPアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト(31名(内委託会社12名所属))とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー(13名(内委託会社2名所属))が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、EMAPに所属するセクター・アナリスト(30名)から提供される情報も活用します。

国別スペシャリストとアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーを兼務している場合があります。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2020年3月末現在ののものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

- 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

(略)

EMAPアジア株式運用チームは、EMAPに属しています。EMAPには、EMAPアジア株式運用チームを含めた約90名が所属しています。

EMAPアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト(30名(内委託会社12名所属))とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー(13名(内委託会社2名所属))が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、EMAPに所属するセクター・アナリスト(29名)から提供される情報も活用します。

国別スペシャリストとアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーを兼務している場合があります。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2020年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

<訂正前>

(略)

カントリーリスク

(略)

- 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による保有有価証券の売却益に対し、キャピタル・ゲイン課税およびその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)がかかります。1年を超えない保有有価証券の売却益に対して最大17.94%、1年を超える保有有価証券の売却益に対して最大11.96%のキャピタル・ゲイン税等がかかります。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(税率は全て2020年5月末現在)その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

(略)

予測不可能な事態が起きた場合等について

(略)

<訂正後>

(略)

カントリーリスク

(略)

- 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による保有有価証券の売却益に対し、キャピタル・ゲイン課税およびその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)がかかります。1年を超えない保有有価証券の売却益に対して最大17.94%、1年を超える保有有価証券の売却益に対して最大11.96%のキャピタル・ゲイン税等がかかります。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(税率は全て2020年11月末現在)その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

(略)

予測不可能な事態が起きた場合等について

（略）

#### 市場に関する留意点

マザーファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、1つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象もマザーファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、マザーファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡りマザーファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックがマザーファンドに与える全ての影響の把握はできていないのが現状です。

#### LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）とは、英国ロンドンの銀行間市場において、参加する銀行が相互に短期資金を借り入れる際の金利のことをいいます。英国の金融事業企業および金融市場に対する規制当局は、2021年末より後は、LIBORを決定するための金利を提示している銀行に対し、当該提示の要請または強制を行わないことを発表しました。その結果、2022年以降、LIBORを利用できない可能性や、LIBORは、マザーファンドのポートフォリオの一部または全部を構成する特定の貸付債権、債券、デリバティブ取引、およびその他の金融商品または投資対象の金利またはそれらに影響する金利を決定するための適切な参照金利とみなされない可能性があります。このような状況を踏まえ、LIBORの代わりに使用される新しい参照金利または代替参照金利を策定するための、業界における公的および民間の取り組みが現在進行しています。しかし、そのような代替参照金利の構成や特性が、LIBORと類似するまたは同じ価値もしくは経済的同等性をもたらすことや、公表停止または利用不可能になる前のLIBORと同じ量または流動性を有することは保証されません。その結果、ある特定の金融商品の価格、流動性、または投資結果に影響を与える可能性や、取引の終了および新しい取引の開始に関連する費用が発生する可能性があります。これらは、Euriborなど他の銀行間取引金利に関連した変更にもあてはまる可能性があります。

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク（1）リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 参考情報

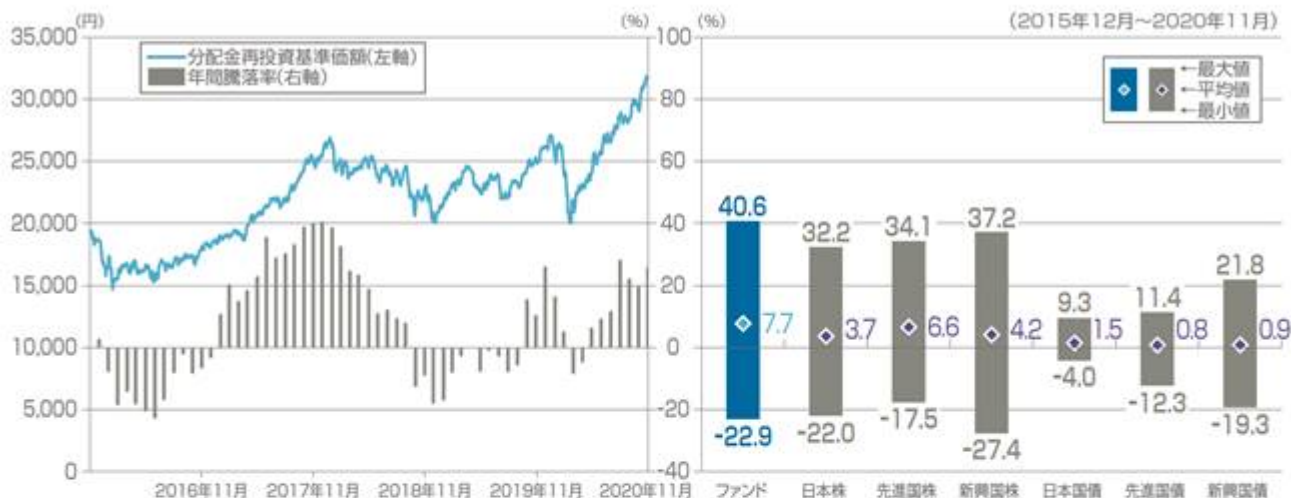
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### <ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2015年12月～2020年11月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(後東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、後東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、後東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、後東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (5) 課税上の取扱い

#### <訂正前>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2020年5月末現在適用されるものです。

(以下略)

#### <訂正後>



(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2020年11月末現在適用されるものです。

(以下略)

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

&lt;更新・訂正後&gt;

### (1) 投資状況

(2020年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,994,041,092	100.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	9,087,332	0.18
合計(純資産総額)		4,984,953,760	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。親投資信託は、全て「GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

### (参考) GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2020年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,900,112,900	38.05
	アメリカ	475,891,667	9.53
	香港	1,232,221,790	24.67
	インドネシア	99,813,512	2.00
	韓国	332,929,760	6.67
	台湾	467,201,875	9.36
	中国	165,894,159	3.32
	インド	302,462,563	6.06
	小計	4,976,528,226	99.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	17,447,994	0.35
合計(純資産総額)		4,993,976,220	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」をご参照ください。

### (2) 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

(2020年11月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMアジア・ディスカバ リー・マザーファンド(適格機 関投資家専用)	1,356,339,243	2.6334	3,571,784,660	3.6820	4,994,041,092	100.18

### (参考) GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2020年11月30日現在)



順位	国/地域	投資国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造 装置	211,000	1,075.62	226,955,820	1,779.96	375,571,560	7.52
2	アメリカ	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	小売	10,945	21,322.38	233,373,488	28,723.50	314,378,786	6.30
3	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	40,200	5,515.44	221,720,688	7,812.20	314,050,440	6.29
4	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	46,941	4,729.25	221,995,925	6,424.43	301,569,638	6.04
5	日本	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,400	37,180.00	89,232,000	53,290.00	127,896,000	2.56
6	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	104,600	936.12	97,918,571	1,185.90	124,045,140	2.48
7	香港	中国	株式	WUXI BIOLOGICS(CAYMAN) INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	115,500	542.70	62,681,850	1,019.74	117,779,970	2.36
8	インド ネシア	インド ネシア	株式	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	銀行	422,500	195.14	82,449,972	236.24	99,813,512	2.00
9	インド	インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	48,542	1,346.47	65,360,807	2,031.59	98,617,854	1.97
10	日本	日本	株式	信越化学工業	化学	5,600	11,305.00	63,308,000	17,135.00	95,956,000	1.92
11	日本	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,100	47,580.00	52,338,000	85,940.00	94,534,000	1.89
12	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	保険	67,000	1,045.87	70,073,290	1,228.78	82,328,260	1.65
13	日本	日本	株式	ソニー	電気機器	7,900	6,706.00	52,977,400	9,704.00	76,661,600	1.54
14	日本	日本	株式	花王	化学	9,800	8,662.00	84,887,600	7,808.00	76,518,400	1.53
15	日本	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	13,900	4,965.91	69,026,232	5,190.00	72,141,000	1.44
16	日本	日本	株式	三浦工業	機械	12,200	4,370.00	53,314,000	5,490.00	66,978,000	1.34
17	香港	中国	株式	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	耐久消費財・アパ レル	35,500	1,179.87	41,885,385	1,814.36	64,409,780	1.29
18	日本	日本	株式	オービック	情報・通信業	2,700	15,930.00	43,011,000	23,470.00	63,369,000	1.27
19	日本	日本	株式	HOYA	精密機器	4,500	9,874.00	44,433,000	13,910.00	62,595,000	1.25
20	日本	日本	株式	オリックス	その他金融業	38,700	1,216.26	47,069,361	1,553.00	60,101,100	1.20
21	日本	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,500	13,195.00	32,987,500	23,665.00	59,162,500	1.18
22	日本	日本	株式	リクルートホールディング ス	サービス業	13,300	3,017.53	40,133,240	4,400.00	58,520,000	1.17
23	香港	香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	69,000	676.03	46,646,070	827.45	57,094,050	1.14
24	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	銀行	79,500	462.97	36,806,115	687.42	54,649,890	1.09
25	アメリカ	シンガ ポール	株式	SEA LIMITED-ADR	メディア・娯楽	2,701	5,571.62	15,048,948	18,965.11	51,224,788	1.03
26	アメリカ	中国	株式	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLO-SP ADR	消費者サービス	2,782	12,539.23	34,884,141	17,509.62	48,711,764	0.98
27	香港	中国	株式	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLDINGS COMPANY	商業・専門サービス	81,000	474.36	38,423,160	596.30	48,300,300	0.97
28	香港	香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	資本財	35,500	763.13	27,091,115	1,356.08	48,140,840	0.96
29	台湾	台湾	株式	CHAI LEASE HOLDING CO LTD	各種金融	82,344	342.63	28,213,788	584.21	48,107,011	0.96
30	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	15,085	2,464.16	37,171,889	3,181.31	47,990,099	0.96

(注1) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

(注2) 上記国内(日本)の業種は、東証33業種に基づき分類したものであり、<参考情報>に記載している業種とは分類が異なります(以下同じ)。

### 種類別および業種別投資比率

(2020年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18

(参考) G I M アジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2020年11月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.81

	化学	5.47
	医薬品	0.64
	ゴム製品	0.32
	機械	4.24
	電気機器	5.81
	精密機器	2.21
	その他製品	0.95
	情報・通信業	5.04
	卸売業	1.23
	小売業	3.80
	保険業	1.44
	その他金融業	1.20
	サービス業	4.88
外国	素材	0.36
	資本財	1.54
	商業・専門サービス	0.97
	自動車・自動車部品	0.77
	耐久消費財・アパレル	1.67
	消費者サービス	3.52
	メディア・娯楽	8.64
	小売	7.65
	食品・飲料・タバコ	0.67
	家庭用品・パーソナル用品	0.48
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.62
	銀行	6.98
	各種金融	1.92
	保険	5.02
	不動産	0.40
	ソフトウェア・サービス	1.38
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.50
	半導体・半導体製造装置	7.52
合計		99.65

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

2020年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2013年4月24日)	34,721	34,721	1.4369	1.4369
2期	(2014年4月24日)	13,407	13,407	1.5322	1.5322
3期	(2015年4月24日)	10,509	10,771	2.0021	2.0521
4期	(2016年4月25日)	6,061	6,061	1.6607	1.6607
5期	(2017年4月24日)	5,290	5,290	1.8665	1.8665
6期	(2018年4月24日)	5,825	5,825	2.3855	2.3855
7期	(2019年4月24日)	5,180	5,180	2.3885	2.3885
8期	(2020年4月24日)	4,114	4,114	2.2219	2.2219
	2019年11月末日	4,821	-	2.4592	-
	2019年12月末日	4,897	-	2.5595	-
	2020年1月末日	4,678	-	2.4567	-
	2020年2月末日	4,464	-	2.3569	-
	2020年3月末日	3,874	-	2.0896	-
	2020年4月末日	4,183	-	2.2633	-
	2020年5月末日	4,323	-	2.3407	-
	2020年6月末日	4,523	-	2.5028	-
	2020年7月末日	4,490	-	2.5872	-
	2020年8月末日	4,578	-	2.7900	-
	2020年9月末日	4,534	-	2.7665	-
	2020年10月末日	4,627	-	2.8539	-
	2020年11月末日	4,984	-	3.0951	-

## 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0500
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期(中間期)	0.0000

## 収益率の推移

期	収益率(%)
1期	43.69
2期	6.63
3期	33.93
4期	17.05
5期	12.39

6期	27.81
7期	0.13
8期	6.98
9期（中間期）	29.88

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

#### （４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	175,700,077,656	151,536,245,727	24,163,831,929
2期	3,450,203,367	18,863,445,429	8,750,589,867
3期	80,864,550	3,582,434,585	5,249,019,832
4期	141,431,110	1,740,191,829	3,650,259,113
5期	5,140,075	820,923,290	2,834,475,898
6期	77,578,776	469,961,739	2,442,092,935
7期	23,126,984	296,181,879	2,169,038,040
8期	13,997,055	331,425,999	1,851,609,096
9期（中間期）	22,547,381	247,092,541	1,627,063,936

（注１）第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

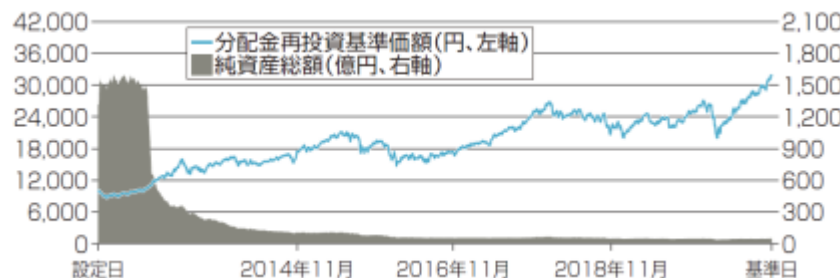
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<https://www.jpmorgan.com/jp/am/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2020年11月30日	設定日	2012年4月25日
純資産総額	49億円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

期	年月	円
4期	2016年4月	0
5期	2017年4月	0
6期	2018年4月	0
7期	2019年4月	0
8期	2020年4月	0
	設定来累計	500

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

\* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 国（地域）別構成状況

投資国/地域 1	投資比率 2
日本	38.1%
中国	30.3%
台湾	9.4%
韓国	6.7%
インド	6.1%
その他	9.2%

## 通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
日本円	38.1%
香港ドル	24.7%
米ドル	9.5%
新台幣ドル	9.4%
韓国ウォン	6.7%
その他	11.4%

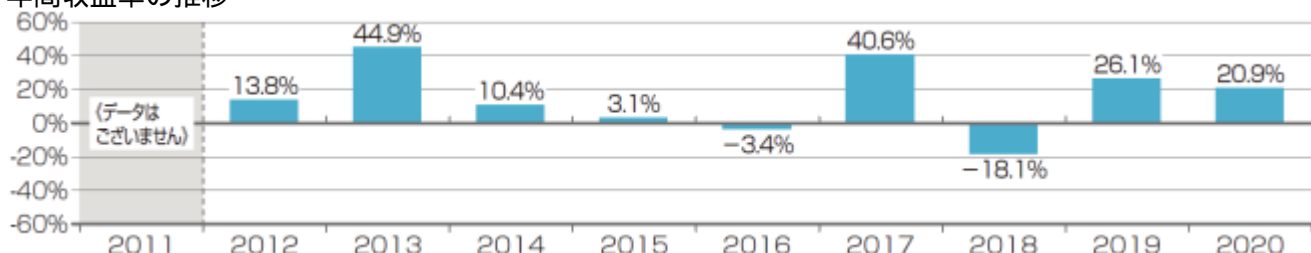
## 業種別構成状況

業種 3	投資比率 2
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.0%
小売	11.5%
メディア・娯楽	10.3%
半導体・半導体製造装置	8.5%
資本財	8.0%
その他	49.5%

## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国/地域 <sup>*1</sup>	通貨	業種 <sup>*3</sup>	投資比率 <sup>*2</sup>
1	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	7.5%
2	アリババグループ・ホールディング(ADR)	中国	米ドル	小売	6.3%
3	騰訊控股	中国	香港ドル	メディア・娯楽	6.3%
4	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.0%
5	キーエンス	日本	日本円	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.6%
6	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	2.5%
7	藥明生物技術	中国	香港ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.4%
8	バンク・セントラル・アジア	インドネシア	インドネシアルピア	銀行	2.0%
9	HDFC銀行	インド	インドルピー	銀行	2.0%
10	信越化学工業	日本	日本円	素材	1.9%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

\* 2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2020年の年間収益率は前年末営業日から2020年11月30日までのものです。

\* ベンチマークは設定していません。

\* 当ページにおける「ファンド」は、日興JPマアジア・ディスカバリー・ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- 業種は国内、外国ともにGICS分類に基づき分類していますが、委託会社の判断に基づき分類したものが一部含まれる場合があります。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2019年4月25日から2020年4月24日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2019年4月25日から2020年4月24日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年4月25日から2020年10月24日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表について、以下の内容が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## 【日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2020年4月24日現在)	当中間計算期間末 (2020年10月24日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	1,506
親投資信託受益証券	4,156,745,539	4,737,379,629
未収入金	438,167	792
流動資産合計	4,157,183,706	4,737,381,927
資産合計	4,157,183,706	4,737,381,927
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	438,167	5,012
未払受託者報酬	1,763,143	1,742,014
未払委託者報酬	40,300,363	39,817,455
その他未払費用	503,696	497,657
流動負債合計	43,005,369	42,062,138
負債合計	43,005,369	42,062,138
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,851,609,096	1,627,063,936
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	2,262,569,241	3,068,255,853
(分配準備積立金)	2,236,716,334	1,940,110,480
元本等合計	4,114,178,337	4,695,319,789
純資産合計	4,114,178,337	4,695,319,789
負債純資産合計	4,157,183,706	4,737,381,927



## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前中間計算期間 (自 2019年4月25日 至 2019年10月24日)	当中間計算期間 (自 2020年4月25日 至 2020年10月24日)
営業収益		
有価証券売買等損益	73,926,384	1,222,171,159
営業収益合計	73,926,384	1,222,171,159
営業費用		
受託者報酬	1,790,470	1,742,014
委託者報酬	40,925,036	39,817,455
その他費用	540,127	497,657
営業費用合計	43,255,633	42,057,126
営業利益又は営業損失( )	117,182,017	1,180,114,033
経常利益又は経常損失( )	117,182,017	1,180,114,033
中間純利益又は中間純損失( )	117,182,017	1,180,114,033
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	20,238,364	108,409,987
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,011,664,570	2,262,569,241
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,500,773	36,485,619
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,500,773	36,485,619
剰余金減少額又は欠損金増加額	260,662,690	302,503,053
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	260,662,690	302,503,053
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	2,666,559,000	3,068,255,853

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

区分	前計算期間末 (2020年4月24日現在)	当中間計算期間末 (2020年10月24日現在)
1 期首元本額	2,169,038,040円	1,851,609,096円
期中追加設定元本額	13,997,055円	22,547,381円
期中一部解約元本額	331,425,999円	247,092,541円
受益権の総数	1,851,609,096口	1,627,063,936口
1 口当たりの純資産額	2.2219円	2.8858円
( 1 万口当たりの純資産額 )	( 22,219円 )	( 28,858円 )

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1 . 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

( デリバティブ取引等に関する注記 )

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2020年4月24日現在)	(2020年10月24日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		45,041,877	27,242,348
金銭信託		9,184,228	19,875,606
株式		4,092,183,134	4,676,814,622
派生商品評価勘定		28,061	3,543
未収入金		22,190,121	3,429,989
未収配当金		15,083,333	9,995,529
流動資産合計		4,183,710,754	4,737,361,637
資産合計		4,183,710,754	4,737,361,637
負債の部			
流動負債			
未払金		26,603,834	-
未払解約金		438,167	792
流動負債合計		27,042,001	792
負債合計		27,042,001	792
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,588,544,938	1,382,449,991
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		2,568,123,815	3,354,910,854
元本等合計		4,156,668,753	4,737,360,845
純資産合計		4,156,668,753	4,737,360,845
負債純資産合計		4,183,710,754	4,737,361,637

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場(外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場)で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条および第61条に従って処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(2020年4月24日現在)	(2020年10月24日現在)
1 期首元本額	1,892,995,368円	1,588,544,938円
期中追加設定元本額	12,029,441円	19,073,651円
期中解約元本額	316,479,871円	225,168,598円
元本の内訳(注)		
日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンド	1,588,544,938円	1,382,449,991円
合計	1,588,544,938円	1,382,449,991円
受益権の総数	1,588,544,938口	1,382,449,991口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.6167円 (26,167円)	3.4268円 (34,268円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	各期末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## （通貨関連）

区分	種類	(2020年4月24日現在)				(2020年10月24日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	13,662,000	-	13,668,040	6,040	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	34,400,000	-	34,377,979	22,021	23,181,871	-	23,178,328	3,543
	オフショア円	13,662,000	-	13,662,000	-	-	-	-	-
合計		61,724,000	-	61,708,019	28,061	23,181,871	-	23,178,328	3,543

## （注）1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 【純資産額計算書】

(2020年11月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,998,402,922	円
負債総額	13,449,162	円
純資産総額( - )	4,984,953,760	円
発行済口数	1,610,616,044	口
1口当たり純資産額( / )	3.0951	円

(参考) G I Mアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2020年11月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,998,338,050	円
負債総額	4,361,830	円
純資産総額( - )	4,993,976,220	円
発行済口数	1,356,339,243	口
1口当たり純資産額( / )	3.6820	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（2020年11月末現在）

資本金の額 2,218百万円

会社が発行する株式の総数 70,000株

発行済株式総数 56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

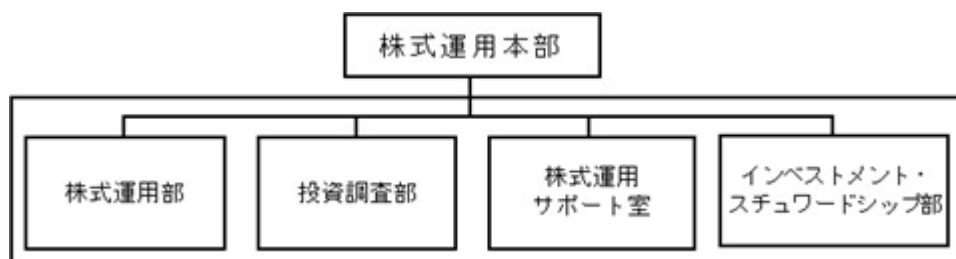
また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- (a) 株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室およびインベストメント・スチュワードシップ部で構成されます。
- (b) 株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (c) 投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- (d) 株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記(b)の株式運用部にその結果を提供します。
- (e) インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。
1. スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。
  2. スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。



3. スチュワードシップ活動に関して、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

(ロ) 前記(イ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

(ハ) インベストメント・ダイレクターは、コーポレート・ガバナンス活動に関して、株式運用本部への助言、サポートを行います。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、2020年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2020年11月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。 )。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	72	809,150
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	4,839,198
総合計	135	5,648,348
親投資信託	56	-

(注) 百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### <訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第31期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間末

(2020年9月30日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	15,365,301
前払費用	54,588
未収入金	37,247
未収委託者報酬	1,909,054
未収収益	1,751,605
関係会社短期貸付金	2,100,000
その他	953
流動資産計	21,218,750

## 固定資産

## 有形固定資産

器具備品	22,517
器具備品減価償却累計額	10,085
有形固定資産計	12,432

## 投資その他の資産

関係会社株式	60,000
投資有価証券	96,172
敷金保証金	98,724
前払年金費用	132,991
繰延税金資産	333,793
その他	9,508

投資その他の資産計	731,190
-----------	---------

固定資産計	743,622
-------	---------

資産合計	21,962,373
------	------------

(単位：千円)

第31期中間会計期間末

(2020年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金 57,823

未払金 1,484,275

未払手数料 895,243

その他未払金 1 589,031

未払費用 801,853

未払法人税等 847,017

賞与引当金 1,180,180

役員賞与引当金 46,164

流動負債計 4,417,314

## 固定負債

長期未払金 241,143

賞与引当金 630,148

役員賞与引当金 174,888

固定負債計 1,046,180

## 負債合計

5,463,495

## 純資産の部

## 株主資本

資本金 2,218,000

## 資本剰余金

資本準備金 1,000,000

資本剰余金合計 1,000,000

## 利益剰余金

利益準備金 33,676

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金 13,246,944

利益剰余金合計 13,280,621

株主資本合計 16,498,621

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 257

評価・換算差額等合計 257

純資産合計 16,498,878

負債・純資産合計 21,962,373

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第31期中間会計期間
		(自2020年4月1日
		至2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		5,359,891
運用受託報酬		3,526,872
業務受託報酬		892,348
その他		47,855
営業収益計		9,826,967
営業費用		
支払手数料		2,767,399
調査費		843,858
その他営業費用		274,153
営業費用計		3,885,412
一般管理費	1	4,851,527
営業利益		1,090,027
営業外収益	2	7,304
営業外費用	3	9,973
経常利益		1,087,359
税引前中間純利益		1,087,359
法人税、住民税及び事業税		791,620
法人税等調整額		(367,953)
法人税等合計		423,667
中間純利益		663,691

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

##### 時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

### 3．固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 5年

### 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第31期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第31期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 3,003千円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 2,422千円 受取利息 4,882千円
3	営業外費用のうち主要なもの 為替差損 9,415千円



## （金融商品関係）

第31期中間会計期間末（2020年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,365,301	15,365,301	-
(2) 未収委託者報酬	1,909,054	1,909,054	-
(3) 未収収益	1,751,605	1,751,605	-
(4) 関係会社短期貸付金	2,100,000	2,100,000	-
資産計	21,125,960	21,125,960	-
(1) 未払手数料	895,243	895,243	-
(2) その他未払金	589,031	589,031	-
(3) 未払費用	801,853	801,853	-
(4) 長期未払金	241,143	241,143	-
負債計	2,527,271	2,527,271	-

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## （注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	88,395

上記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## （有価証券関係）

第31期中間会計期間末（2020年9月30日）

## １．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## ２．その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 88,395千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第31期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,359,891	3,526,872	892,348	47,855	9,826,967

## 2．地域ごとの情報

## 営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
6,128,504	1,470,144	1,290,541	937,777	9,826,967

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	1,424,439	資産運用業
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,285,716	資産運用業

## （1株当たり情報）

第31期中間会計期間 （自2020年4月1日 至2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	293,235.19円
1株当たり中間純利益金額	11,795.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	663,691千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	663,691千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## (1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社  
 資本金の額 342,037百万円（2020年3月末現在）  
 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 株式会社日本カストディ銀行  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
3	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
4	松井証券株式会社	11,945百万円	同 上

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月2日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンドの2020年4月25日から2020年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンドの2020年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年4月25日から2020年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w Cあらた有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口健志

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。



- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。